

白川町教育委員会告示第3号

白川町社会体育施設照明設備管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年2月25日

白川町教育委員会教育長 鈴村 雅史

白川町教育委員会規程第1号

白川町社会体育施設照明設備管理規程の一部を改正する規程

白川町社会体育施設照明設備管理規程（昭和52年白川町教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第6条 照明設備を使用するものは、当該設備の鍵の借用と同時に、教育委員会が別表に定める額の電気料を当該施設運営委員会に納入しなければならない。但し、教育委員会が認めたものは、これを免除することができる。 【表】 【別記1 参照】	(名称及び位置) 第6条 照明設備を使用するものは、当該設備の鍵の借用と同時に、教育委員会が別表に定める額の電気料を当該施設運営委員会に納入しなければならない。但し、教育委員会が認めたものは、これを免除することができる。 【表】 【別記1 参照】

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

【別記】

改正後

施設名	照明規模 (KW)	1回料金 (円)	施設名	照明規模 (KW)	1回料金 (円)
清流国体記念運動公園 グラウンド	142	5,000	清流国体記念運動公園 体育館	16	1,000
白川中学校運動場	52	5,000	清流国体記念運動公園 格技場	2	500
黒川中学校テニスコート	12	1,000	白川中学校体育館	19	1,000
蘇原小学校運動場	55	5,000	白川中学校柔剣道場	4	500
黒川小学校運動場	52	5,000	黒川中学校体育館	11	1,000
和泉運動場	11	1,000	黒川中学校柔剣道場	2	500
中川運動場	12	1,200	白川小学校体育館	12	1,000

油井運動場	4 8	4, 5 0 0	蘇原小学校体育館	1 3	1, 0 0 0
切井運動場	4 8	4, 5 0 0	黒川小学校体育館	1 1	1, 0 0 0
三川運動場	1 6	1, 5 0 0	佐見小学校体育館	1 1	1, 0 0 0
東黒川運動場	1 2	1, 2 0 0	和泉体育館	1 1	1, 0 0 0
西黒川運動場	1 2	1, 2 0 0	切井体育館体育室	6	1, 0 0 0
備考	コインタイマーを使用する場合は、上記金額を30分ごとに分割し、100円未満の端数を切り上げた額とする。				

改 正 前

施設名	照明規模 (KW)	1回料金 (円)	施設名	照明規模 (KW)	1回料金 (円)
清流国体記念運動公園 グラウンド	1 4 2	5, 0 0 0	清流国体記念運動公園 体育館	1 6	1, 0 0 0
白川中学校運動場	5 2	5, 0 0 0	清流国体記念運動公園 格技場	2	5 0 0
黒川中学校テニスコート	1 2	1, 0 0 0	白川中学校体育館	1 9	1, 0 0 0
蘇原小学校運動場	5 5	5, 0 0 0	白川中学校柔剣道場	4	5 0 0
黒川小学校運動場	5 2	5, 0 0 0	黒川中学校体育館	1 1	1, 0 0 0
和泉運動場	1 1	1, 0 0 0	黒川中学校柔剣道場	2	5 0 0
中川運動場	1 2	1, 2 0 0	白川小学校体育館	1 2	1, 0 0 0
油井運動場	4 8	4, 5 0 0	蘇原小学校体育館	1 3	1, 0 0 0
切井運動場	4 8	4, 5 0 0	黒川小学校体育館	1 1	1, 0 0 0
三川運動場	1 6	1, 5 0 0	佐見小学校体育館	1 1	1, 0 0 0
東黒川運動場	1 2	1, 2 0 0	和泉体育館	1 1	1, 0 0 0
西黒川運動場	1 2	1, 2 0 0	切井体育館体育室	6	1, 0 0 0
佐見運動場	5 2	5, 0 0 0	佐見体育館	1 2	1, 0 0 0
備考	コインタイマーを使用する場合は、上記金額を30分ごとに分割し、100円未満の端数を切り上げた額とする。				